

令和8年5月8日

都道府県土地改良事業団体連合会

土地改良施設維持管理適正化事業担当部所（室）長 殿

全国土地改良事業団体連合会

中央管理指導センター所長

土地改良施設維持管理適正化事業の実施計画の変更の取扱いの詳細について

当センターの運営については、日頃よりご高配を賜り感謝申し上げます。

さて、土地改良施設維持管理適正化事業の実施計画の変更の取扱いについては、これまで「土地改良施設維持管理適正化事業の実施計画の変更の取扱いの詳細について」（平成24年12月28日付け全国土地改良事業団体連合会中央管理指導センター所長通知）により実施されてきたところです。

今般、農林水産省において、当該手続の簡素化を図る観点から、今後の取扱いが見直され、別添の写しのとおり、新たな取扱いが示されましたのでお知らせします。

また、これに基づく具体的な取扱いについては、下記によることとしますので、貴会会員土地改良区等に対するご指導をよろしくお願い申し上げます。

なお、下記については、農林水産省と協議済みであることを申し添えます。

記

実施計画の変更に係る手続は、別紙1「実施計画の変更について」のフローに従い、次のとおり行うこととします。

なお、実施計画の変更が必要となる手続において、整備補修項目の追加とは、例示すれば「当初計画では、揚水機場のポンプの整備補修としたが、新たに原動機を追加して整備補修する」というケースをいいます。別紙2「変更の対象となる整備補修の追加項目」を参照してください。

（1）実施計画の変更に当たって協議が必要な場合について

次の①から⑤に該当する場合には、地方連合会は、都道府県、地方農政局等、全国連合会と協議をする。

なお、④において、事業費及び拠出金の額の変更を伴わない場合は、全国連合会に対する協議を届出に代えることができる。

- ① 対象施設の変更をする場合（例：揚水機場→ため池、揚水機場→揚水機場、ため池）
- ② 同一土地改良区等において行われる施設相互間の事業費の融通で、その割合が30%を超える変更をする場合
- ③ ポンプ、原動機のオーバーホールから更新へ変更する場合又は水路等の形式を変更（例：柵渠→現場打ちフリューム水路）する場合
- ④ 加入時の整備補修項目に新たな整備補修項目を追加する場合（例：ポンプ→ポンプ、原動機）
- ⑤ 加入時の整備補修項目から整備補修項目を削除変更し、変更事業費の割合が30%を超える変更を場合（例：ポンプ、原動機→ポンプ）

（２）実施計画の変更に当たって協議を要しない場合について

（１）に該当せず、関係機関との協議を要さない場合（別添の記の２の（１））について、次の①から④に該当する場合には、地方連合会は、地方農政局等、全国連合会に届出をする。

なお、①から④に該当しない場合には届出の必要はない。

- ① 同一土地改良区等において行われる施設相互間の事業費の融通で、その割合が30%以下の変更をする場合
- ② 加入時の整備補修項目から整備補修項目を削除変更し、変更事業費の割合が30%以下かつ10%以上の変更をする場合
- ③ 同一期生・同一金額において、加入施設の実施年度の変更をする場合
- ④ 合併等により土地改良区等の名称に変更があった場合

実施計画の変更について

別紙1

1. 対象施設の変更

- ① 加入団体からの要請による施設の変更（例：揚水機場 → ため池）
- ② 道府県の整備方針の変更等による施設の変更（例：揚水機場 → 水門）
- ③ 加入団体からの要請による施設の追加（例：揚水機場 → 揚水機場、水路）

2. 加入事業費の増減

施設相互間の事業費の融通（単位：千円）
 （例：水路2,000（A）ため池5,000（B）→ 水路2,500（A'）ため池4,500（B'））

$$C = \frac{A-A'}{A} \text{ と } \frac{B-B'}{B} \text{ を比較して大きい数}$$

3. 整備補修内容の変更

- ① ポンプ、原動機のオーバーホールから更新への変更
- ② 水路等の型式の変更（例：柵渠 → 現場打ちフリーウム水路）
- ③ 加入時の整備補修項目に新たな整備補修項目を追加変更（単位：千円）
 例：ポンプ5,000（E）→ ポンプ4,000（E'）、原動機1,000

- ④ 加入時の整備補修項目から整備補修項目を削除変更（単位：千円）
 例：ポンプ4,000（E）、原動機1,000 → ポンプ5,000（E'）

※変更の対象となる整備補修項目は別紙2のとおり

上記4の①～④以外の整備補修内容の変更

4. 事業実施年度の変更（同一期生、同一金額）

5. 合併等による団体名称の変更

6. 実施計画の変更を伴わないもの

$$F = \frac{E-E'}{E}$$

Fは30%未満か

Fは10%未満か

両施設とも同一加入団体が

Cは30%未満か

協議
 （細則9条1項）

届出
 （細則9条3項）

届出
 （細則9条2項）

手続不要

注）3の③において、事業費及び拠出金の額の変更を伴わない場合は、
 全国土地改良事業団体連合会に対する協議を届出に代えることができる。

変更の対象となる整備補修項目

別紙2

当初の実施計画に次の整備補修項目が追加又は削除となる場合は変更の対象となります。
ただし、付属品は除きます。

1. ダム(流水貯留機能をもつもの)、ため池(ダム以外のもの)

堤体、洪水吐、取水施設、放流施設(土砂吐、底樋を含む)、電気設備、防塵ネット、管理棟建屋、観測施設、警報通信施設等、堆積土砂の浚渫、防護柵

2. 頭首工

取水堰(門扉、開閉機装置等)、取水施設、送水施設、沈砂地、護岸、魚道、管理棟建屋、観測施設、除塵機、堆積土砂の浚渫、防護柵

3. 揚水機場(用水、排水)

ポンプ、原動機、吸水槽、吐水槽、送水管、機场上屋、樋門、除塵機、観測施設、受変電施設(制御装置を含む)、堆積土砂の浚渫、防護柵

4. 水路

水路の護岸・護床、分水施設、合流施設、調整施設、散水施設、除塵機、堆積土砂の浚渫、防護柵

5. 樋門

樋門、護岸、管理棟建屋

6. 畑かん施設

送水管、撒水制御装置、3の揚水機場の整備補修の追加項目、管理棟建屋

7. 水管理施設

管理棟建屋、操作機器、受配電施設、自家用発電装置、子局(観測用設備、通信通報用設備、監視制御機器)

8. 上記1から7のうち設備改善に関する整備補修内容について

設備改善の整備補修の内容が変更となった場合

9. 上記1から7のうち一部更新に関する整備補修内容について

一部更新の内容が変更となった場合